

吉野町クビアカツヤカミキリ駆除用品の配布に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害の拡大防止を図るため、駆除用品を配布することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成17年政令第169号)別表第1に規定するものをいう。
- (2) 駆除用品 クビアカツヤカミキリの駆除及び被害拡散防止のために必要な駆除薬剤及び散布薬剤並びに樹幹注入薬剤とし、国が登録した農薬及び防虫ネットをいう。
- (3) 被害木等 クビアカツヤカミキリの被害を受けている又は被害を受けるおそれのある町内の樹木をいう。

(配布対象者)

第3条 配布の対象者となるものは、町内の被害木等の所有者又は管理者であること。

(配布要件)

第4条 駆除用品の配布対象者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 被害木等の対策を他者に委ねる時は、奈良県又は町が開催するクビアカツヤカミキリ等の講習会を受講した者、又は町職員から直接指導を受けた者、又は過去の実績など専門的な知識を有していることを証明できる事業者であること。
- (2) 被害木等の対策を申請者が自ら行う時、若しくは団体等の関係者がそれを行う時は、奈良県又は町が開催するクビアカツヤカミキリ等の講習会を受講した者、又は町職員から直接指導を受けた者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団は暴力団員と関係を有していない者。

(配布対象事業)

第5条 配布の対象となる事業は、奈良県が作成した奈良県クビアカツヤカミキリ確認マニュアルに準じた被害木等の対策を行う者で次のいずれかを実施する者。

- ア 申請者自らが行う被害木の伐採及び処分並びに根元の被覆処理
- イ 被害木に対してのネットを用いた被覆処理
- ウ 薬剤(農薬取締法(昭和23年法律第82号)に定める登録農薬を被害木及び防除木に使用する処理

(配布対象品目)

第6条 駆除用品の対象となる配布品目は、別表に規定する防除及び駆除対策であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町の区域内において行うものであること。
- (2) 生産活動に供する果樹以外の樹木（森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林に該当する土地の上にある立木竹を除く。）であって、被害木等であること。
- 2 補助金の交付は、同一の者及び同一世帯の者又は団体等に対し1会計年度につき1回限りとする。
- 3 前条に掲げる配布対象事業にあつては、いずれかの項目から1項目とし、薬剤処理にあつても別紙補助内容の内、1品目とする。

(配布の申請)

第7条 駆除用品の配布を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、吉野町クビアカツヤカミキリ駆除用品配布申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 被害木等の写真
- (2) 被害木等の数量及び配置がわかる図面

(駆除用品の配布及び貸与)

第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、配布が必要であると認めたときは、駆除用品を無償で配布及び貸与するものとする。

- 2 駆除用品の配布数量及び配布期間は、申請のあつた被害木等の状況に応じて町長が決定するものとする。

(申請者の責務)

第9条 前条の規定により駆除用品の配布及び貸与を受けた者は、この要綱の趣旨に沿ってこれらを適正に使用しなければならない。

- 2 申請者は第4条第1号の規程に基づき作業を行う者（以下「作業者」という。）に対しても同様に樹木散布に当たり隣地や通行人等に影響がないように配慮し、散布薬剤を適正に管理しなければならない。

(禁止行為)

第10条 申請者及び作業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 目的以外で駆除用品を使用すること。
- (2) 配布を受けた駆除用品を第三者に貸出しをし、又は譲渡すること。
- (3) その他、町長が駆除用品の使用において不相当と認める行為

(免責事項)

第11条 町は、駆除用品の使用又は管理の不備により生じた事故によって申請者及び作業者が損害を受けることがあつても、その責めを負わない。

2 申請者及び作業者は、散布薬剤の使用又は管理の不備により第三者に損害を与えた場合は、その責めの全てを負うものとする。

(使用報告)

第 12 条 申請者は、使用后 20 日以内に吉野町クビアカツヤカミキリ駆除用品使用報告書(様式第 2 号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 駆除用品の使用後又は使用後の写真
- (2) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、駆除用品の配布に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

補助方法	作業実施者	補助内容	取組内容
根覆い	申請者による処理	樹木の根覆いに必要とする資材を支給し、上限5本までとする。	被害木の伐採、運搬、樹体上部の処分及び株元の被覆処理
ネット被覆	委託による処理	樹木のネット被覆いに必要とする資材を支給し、上限5本までとする。	被害木の幹及び枝へのネット被覆（高さ2m以上）
	申請者による処理		
薬剤処理	委託による処理	①薬剤処理に必要とする資材を以下のとおり支給する。 ・リバイブ（樹幹注入剤） 上限120本 ・ウッドスター（樹幹注入剤） 上限120孔分×必要回数 （樹幹注入に必要な量の切口被覆塗布剤、ゆ合剤を含む） ・アクセルフロアブル（樹木散布剤） 上限樹木10本分×必要回数 ②薬剤処理に必要とする機材を以下のとおり貸与する。 ・樹幹注入に用いる電動ドリル等 ・樹幹散布に用いる噴霧器等	被害木及び防除木への薬剤による樹幹注入及び散布処理
	申請者による処理		

申請を必要としない配付物

スプレー式殺虫剤	・園芸用キンチョールE 被害木確認毎必要本数 ・ロビンフッド 被害木確認毎必要本数	掘り取りによる殺虫処理
----------	--	-------------